

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

| | |
|---------------------------|---------|
| 開示する保有個人情報 | |
| 開示する保有個人情報の利用目的 | |
| 開示を実施することができる日時（次のいずれか1日） | 年 月 日 時 |
| | 年 月 日 時 |
| | 年 月 日 時 |
| 開示の場所 | |
| 求めることができる開示の実施の方法 | |
| 開示の実施に必要な事項 | |
| 担当課所 | 電話番号 |
| 備考 | |

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第三号、様式第四号、様式第十二号、様式第十三号、様式第十九号及び様式第二十号中「異議申立て」や「審査請求」及び「60日」や「3か月」及び「決定があった」や「裁決があった」及び「決定の日」や「裁決の日」と改める。

また第二十号中「不服申立てについて」や「審査請求について」及び「第41

条」や「第42条第1項」及び「同条例第42条」や「同条第3項」及び

不服申

立ての内容

や

審査請求の内容

及び

不服申立てがあった日

や

審査請求があった日

と改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。